

高額介護サービス費の見直しについて

平成27年8月施行

基準

- 同一世帯内の第1号被保険者に現役並み所得相当の者がいる場合に、その世帯の負担の上限額を44,400円とする。
- 現役並み所得相当の者の基準(政令で規定予定)は、高齢者医療と同様とし、
 ・ 課税所得145万円以上
 ・ ただし、課税所得145万円以上の場合でも、同一世帯内の第1号被保険者の収入が
 1人のみの場合383万円
 2人以上の場合520万円
 に満たない場合には、一般に戻す。
 (上限37,200円)

〈見直し後〉

	自己負担限度額(月額)
現役並み所得相当	44,400円(世帯)
一般	37,200円(世帯)
市町村民税世帯非課税等	24,600円(世帯)
年金収入80万円以下等	15,000円(個人)

申請主義と申請勧奨

- 前年の収入により判定するため、被保険者による申請が必要。
- 次のいずれにも該当する者に申請を勧奨(課税情報を把握した後の7月頃)
 ・ 世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる(※)
 ・ 世帯内に要介護(支援)認定を受けている者がいる
 ※ 年金収入+その他の合計所得金額により、収入が383万円(2人以上の場合520万円)以上となることが自明である場合は、勧奨の対象とする必要はない。
- 当該申請により基準を下回る場合には、申請があった月の翌月初日から上限を37,200円とする。

その他

- 税システムから新たに高齢者医療と同様、課税所得を入手する必要。